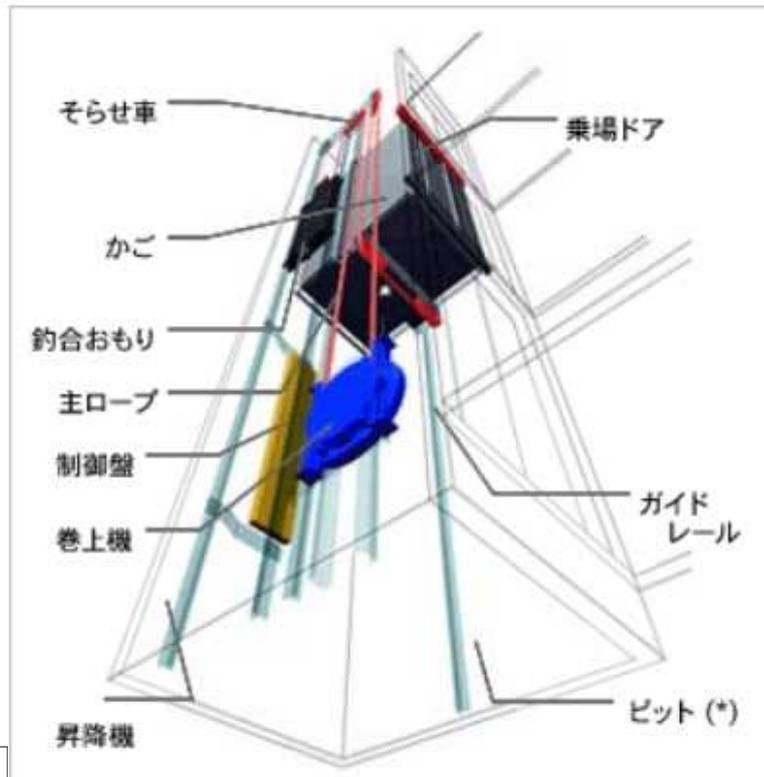
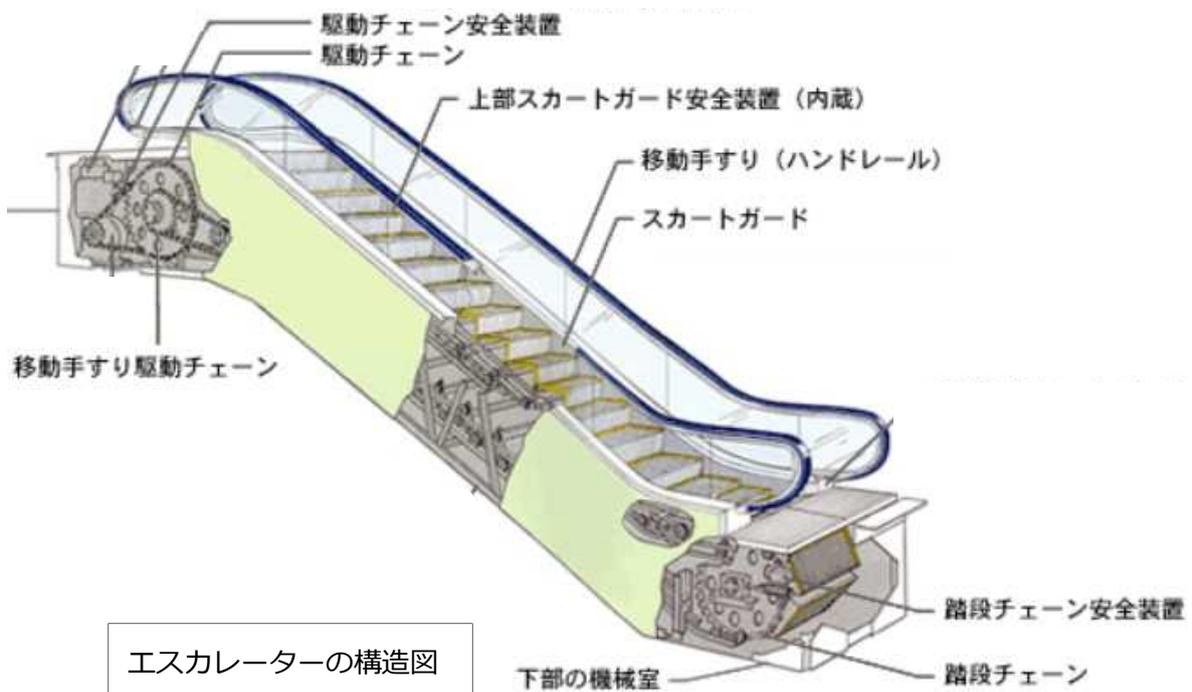


【昇降機設備】

昇降機設備にはエレベーター、エスカレーター及び小荷物専用昇降機があります。  
下がエレベーター、エスカレーターの構造を表す略図になります。



エレベーターの構造図



エスカレーターの構造図

## 2. エレベーター設備の法定検査について

先日、Web会議にて開催した第38回近畿地区官庁施設保全連絡会議の場で、今後取り上げてほしいテーマについてアンケートを行いました。提出いただいた意見の中から、今回はエレベーター設備の法定検査について紹介します。

会議の場でも少し説明いたしましたが、建築基準法第12条第3項により、建築物の用途及び規模にかかわらず、すべてのエレベーター設備に対して法定検査報告が義務付けられています。検査周期としては、1年以内に1回実施する必要があります。

また、建築基準法第101条で罰則も定められており、必要な検査や報告を怠ったり嘘の報告をした場合は、100万円以下の罰金が課せられます。

検査と報告はエレベーターの「所有者」の義務であり、もし検査報告を怠った場合、罰則を受けるのも「所有者」となりますので、必ず実施してください。

次に、検査報告は、有資格者のみが行うことができると定められています。検査に必要な資格としては、一級建築士・二級建築士・昇降機等検査員のいずれかになります。

一般的に、検査は「目視、触診、聴診、測定、機器の動作確認」などの方法で、専門業者の有資格者により行われます。検査項目は多岐にわたりますが、主な項目は次のとおりです。

- ◎機械室の通路、階段、戸の施錠、室内などに問題がないか
- ◎制御器は正常に作動するか
- ◎巻上げ機、ブレーキなどは正常に作動するか
- ◎電動機に異常はないか
- ◎速度は適切か
- ◎降下防止装置（安全装置）の設置状況や作動に問題はないか
- ◎かごの設置状況、構造、扉、操作盤などに問題はないか



詳細については、『昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示238号）』をご確認ください。

なお、上記の定期検査は、積載荷重が0.25トン以上1トン未満のエレベーターに該当するもので、積載荷重1トン以上のエレベーターについては、建築基準法による定期検査ではなく、労働安全衛生法による性能検査を実施することになります。

最後に、1日1回はエレベーターに乗ってみて、**①扉の開閉がスムーズか、②敷居にゴミが挟まっていないか、③操作盤の破損や表示に異常がないか、④運転中に異音や振動がないか、⑤停止時にかごと乗り場に段差がないか、⑥かご内の壁や照明、乗り場の押しボタンに破損や異常がないか**、を確認することをお勧めします。そうすることで、施設管理者として早期に異変を感知でき、施設利用者の安全を確保することにつながりますので、エレベーターに乗ることを業務の1つに加えてみましょう！

## 4 昇降機の定期検査報告

### エレベーター、エスカレーターは安全ですか

昇降機の日常の維持管理を怠ると、エレベーターの中に閉じ込められるなどの思わぬ事態や重大事故が発生するおそれがあります。日常の点検と定期検査を実施することが大切です。定期検査の時期がきたら、昇降機等検査員等に検査させましょう。



#### 定期検査の対象範囲

1	エレベーター
2	エスカレーター
3	小荷物専用昇降機
4	段差解消機
5	いす式階段昇降機

#### 【昇降機等 定期検査報告マーク】



このマークを活用した報告済証が交付されます。

※公共建築物の定期点検にも活用可能



## 昇降機の検査ポイント例

### ■ エレベーターの状況

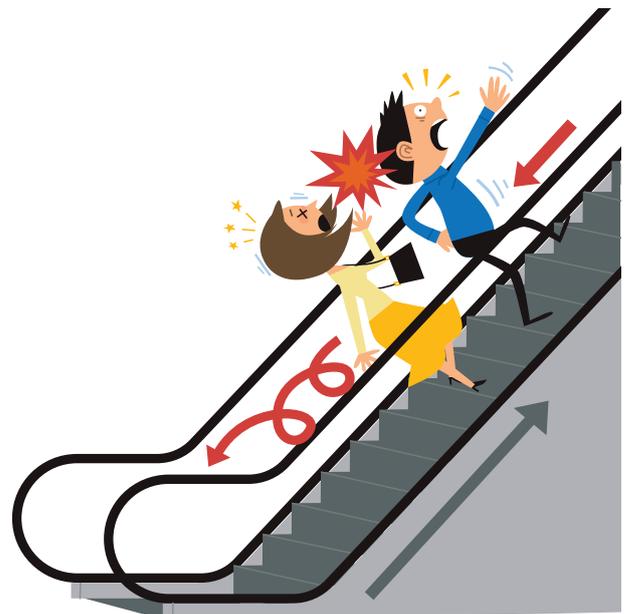
エレベーターの主索は、径の変化や錆等の状況を調べて必要に応じて交換する等の対応が重要です。主索が破断しかごが落下した場合、非常止め装置により急停止し、かご内の乗客が負傷したり、閉じ込められる事故が発生するおそれがあります。



過去の事例：  
2011 エレベーター主索破断事故

### ■ エスカレーターの状況

エスカレーターの安全装置を適切に維持管理していないと、駆動チェーンが経年劣化により切断し乗客の重量により逆走する事故等が発生するおそれがあります。



過去の事例：  
2008 大型展示場エスカレーター逆走事故

## 1 昇降機の安全対策

建築基準法施行令第129条の10

## 適切な維持管理が安全性の長期的確保に必要です

国土交通省では、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」を策定し、公表していますので、ご活用ください。

国土交通省ホームページ

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000607.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000607.html)


## 安全装置を設置しましょう

建築基準法施行令の改正により、平成21年9月28日以降に新設するエレベーターには戸開走行保護装置、地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。詳細は、一般社団法人建築性能基準推進協会へお問い合わせください。

<http://www.seinokyo.jp>

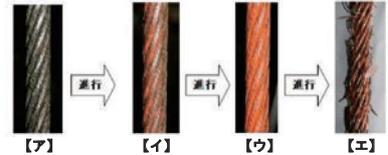

## インスペクション業務

一般財団法人日本建築設備・昇降機センターでは、エレベーター、エスカレーターへの保守点検の現場に専門の調査員が伺い、適切に点検が実施されているかを調査する「インスペクション業務」を行っています。

エレベーター、エスカレーターへの保守点検に関して不安があり、調査をお考えの際は、お気軽にご相談ください。ホームページに掲載の相談シートを予めご活用いただければ、スムーズに相談できます。



## 不具合の発生例（主索（ロープ）） 解説書 P8



- 【ア】 ロープグリースが濡み出しストランドを潤滑している状態
- 【イ】 ロープグリースの枯れ及び粘度上昇で潤滑不良となり谷部の摩耗粉が赤錆色に見える状態
- 【ウ】 摩耗粉の赤錆が主索全体に付着している状態
- 【エ】 錆等の影響により索線切れが著しく進行し主索の切断に至った事故の例

主索の摩耗、索線切れ、径の変化、錆の状況を調べ、必要に応じて交換等の対応が必要。

戸開走行保護装置  
設置済マーク地震時管制運転装置  
設置済マーク